とする。

19～26　［略］

27　児童数（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑵中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

28　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑵中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

29　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑵中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

30　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

31　児童扶養手当支給者数は、平成二十八年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第8号附表2中「支出済額（A列）」の延月人数の全部支給者の数と一部停止者の数の合計数とする。

32～34　［略］

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、診療所の数に九〇三・

九　保健

人口

（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

18～25　［同上］

26　児童数（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑵中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

27　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑵中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

28　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑵中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

30　児童扶養手当支給者数は、平成二十七年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第8号附表2中「支出済額（A列）」の延月人数の全部支給者の数と一部停止者の数の合計数とする。

31～33　［同上］

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、診療所の数に九一二・

九　保健

人口